

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定医療機関の変更の届出	(同)	一
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	二
○生活保護法による施術者の指定	(同)	二
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会政策課)	二
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(同)	三
○介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定	(同)	三
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	四
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の廃止の届出	(同)	五
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の廃止の届出	(同)	五
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の廃止の届出	(同)	五
○都市計画の変更	(都市計画課)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(道路課)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(警察本部会計課)	八
選挙管理委員会		
○政治団体の届出事項の異動届		二
○政治団体の解散届		二
○政治団体の収支報告書の要旨の公表	(平成二十四年分)	二
○政治団体の収支報告書の要旨の公表	(平成二十五年分)	三
○資金管理団体の届出事項の異動届		三

ページ

正 誤

○宮城県公報第二四六八号中

告 示

○宮城県告示第七百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十五年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
まつい調剤薬局	登米市迫町佐沼字天神前八十一四	平成二十五年七月一日
大崎西部クリニック	大崎市古川新堀字東田三十五	平成二十五年七月一日
ルミル調剤薬局名取店	名取市愛の杜二一五	平成二十五年七月一日
タカラ調剤薬局加瀬沼店	宮城県利府町加瀬字北窪二十八四	平成二十五年六月一日

○宮城県告示第七百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十五年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更新前	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
高沢外科・胃腸科	高沢外科・胃腸科	柴田郡柴田町西迫三一五一	平成二十五年五月二十一日
高沢外科・内科・胃腸科	高沢外科・内科・胃腸科	柴田郡柴田町西迫三一五一	平成二十五年五月二十一日

○宮城県告示第七百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十五年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
佐藤内科医院	塩竈市本町十一一	平成二十五年六月三十日
大崎西部クリニック	大崎市古川新堀字東田三十五	平成二十五年六月三十日
遠藤薬局	岩沼市館下一一五―二十六―百五	平成二十五年六月二十四日

○宮城県告示第七百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十五年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術所の名称）	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
高田 洋佑（整骨院ホスピスト）	仙台市泉区高森四―二―五百三十九	平成二十五年七月一日
佐藤 惇（リフレ整骨院）	栗原市築館伊豆四―六―五十三	平成二十五年七月一日
佐藤 ひとみ（あおやぎ接骨院駅南）	大崎市駅南一―五―一七	平成二十五年七月一日
松本 光弘（松本接骨院）	登米市迫町佐沼字江合二―四―二	平成二十五年七月十日

○宮城県告示第七百三十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者として、次のとおり指定した。

平成二十五年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七三二〇〇九一五	ヘルパーステーションめぐみ 遠田郡美里町中埜字上戸三十三番二	有限会社穂乃香	平成二十五年五月十五日
○四七三二〇一一八五	ピース 柴田郡柴田町船岡東二丁目十一番二十三号	株式会社ピース	平成二十五年六月一日

二 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四六〇二九〇一四一	訪問看護ステーションであ りて 石巻市小船越字堤下六十六番地	株式会社白樺	平成二十五年五月一日

三 訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七一四〇〇六七一	仁明会訪問リハビリステー ションやもと 東松島市矢本字大林二番二	医療法人社団仁明会	平成二十五年五月一日

四 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
○四七〇二〇三三九一	スタジオぶらす 石巻市相野谷字今泉前二十 九番地三	一般社団法人りぶらす	平成二十五年五月一日
○四七一五〇二二〇四	デイサービス陽だまり 大崎市松山金谷字金田八十 九番	株式会社 J I V E	平成二十五年五月一日

〇四七二八〇〇六九七	デイサービスなごみ 加美郡加美町一本杉二百二 十四番地一	合同会社まごころ	平成二十五年 五月一日
〇四七二六〇〇七七四	デイサービスセンター壹ノ 宮城郡利府町赤沼字大貝九 十三番地一	社会福祉法人萩の里	平成二十五年 五月十三日
〇四七〇七〇〇八七三	うさぎ座 名取市那智が丘三丁目一番 地の一	有限会社ウイング	平成二十五年 六月一日
〇四七二二〇〇一七七	リハビリデイサービスばう 柴田郡柴田町下名生字劍塚 四十二番地三	合同会社ハビリスヴァー ム	平成二十五年 六月一日
〇四七一〇〇〇五二九	デイサービスたんぼぼ中央 岩沼市中央二丁目五番地の 十一号	株式会社志鷲	平成二十五年 六月十五日
〇四七二六〇〇七九〇	杜の風七ヶ浜 宮城郡七ヶ浜町東宮浜字小 田十三番地三十	株式会社東宮の杜	平成二十五年 六月十五日
〇四七二二〇〇一三五〇	デイサービスみんなの家 錦織 登米市東和町錦織字内ノ目 十四	有限会社みんなの家	平成二十五年 六月二十一日

五 短期入所生活介護

介護保険事業所番号 〇四七二八〇〇七〇五	事業所の名称及び所在地 特別養護老人ホーム芍薬の 里色麻 加美郡色麻町四竈字東原一 番地四	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人宮城福祉会	指定年月日 平成二十五年 五月十七日
〇四七二八〇〇七一一	特別養護老人ホーム芍薬の 里色麻 加美郡色麻町四竈字東原一 番地四	社会福祉法人宮城福祉会	平成二十五年 五月十七日
〇四七二五〇二一一二	シヨートステイくるみ 大崎市古川若葉町一丁目七 番二十三号	有限会社メープル	平成二十五年 六月一日

六 特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号 〇四七二一三〇一六五五	事業所の名称及び所在地 ケアハウス アリヴィオ	事業者の名称又は氏名 医療法人一秀会	指定年月日 平成二十五年
--------------------------	----------------------------	-----------------------	-----------------

栗原市金成末野台下三十六
一五
六月一日

〇宮城県告示第七百三十八号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者と
して、次のとおり指定した。
平成二十五年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七〇二〇三三八三	事業所の名称及び所在地 なのはな居宅介護支援セン ター 石巻市大街道西一丁目四番 七号	事業者の名称 株式会社イコール	指定年月日 平成二十五年 五月一日
〇四七〇六〇〇五〇三	居宅介護支援事業所ひだま 白石市銚子ヶ森二十六番一	社会福祉法人栄世会	平成二十五年 五月一日
〇四七二二〇一三四三	恵泉会とよま介護支援セン ター 登米市登米町寺池馬場坪七 百七十七	社会福祉法人恵泉会	平成二十五年 五月一日
〇四七一五〇二〇九六	ケアプランえあいの郷 大崎市古川新田字川原十二 番地の二	株式会社永愛	平成二十五年 五月一日
〇四七二六〇〇七六六	壹ノ町介護支援センター 宮城郡利府町赤沼字大貝九 十三番地一	社会福祉法人萩の里	平成二十五年 五月十三日
〇四七二二〇一八八五	ピース 柴田郡柴田町船岡東二丁目 十一番二十三号	株式会社ピース	平成二十五年 六月一日

〇宮城県告示第七百三十九号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施
設として、次のとおり指定した。
平成二十五年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号 〇四七二六〇〇七八二	事業所の名称及び所在地 特別養護老人ホーム壹ノ町 宮城郡利府町赤沼字大貝九	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人萩の里	指定年月日 平成二十五年 五月十三日
-------------------------	---	-------------------------	--------------------------

〇四七二八〇〇七〇五	十三番地一 特別養護老人ホーム芍薬の里色麻 加美郡色麻町四竈字東原一番地四	社会福祉法人宮城福祉会	平成二十五年五月十七日
〇四七二八〇〇七一一三	特別養護老人ホーム芍薬の里色麻 加美郡色麻町四竈字東原一番地四	社会福祉法人宮城福祉会	平成二十五年五月十七日

〇宮城県告示第七百四十号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。
平成二十五年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四七三二〇〇九一五	ヘルパーステーションめぐみ 遠田郡美里町中埜字上戸三十三番二	有限会社社穂乃香	平成二十五年五月十五日
〇四七三二〇一一八五	ピース 柴田郡柴田町船岡東二丁目十一番二十三号	株式会社ピース	平成二十五年六月一日

二 介護予防訪問看護

〇四六〇二九〇一四一	事業所の名称及び所在地 訪問看護ステーションであ りて 石巻市小船越字堤下六十六番地	事業者の名称又は氏名 株式会社白樺	指定年月日 平成二十五年五月一日
------------	---	----------------------	---------------------

三 介護予防訪問リハビリテーション

〇四七一四〇〇六七一	事業所の名称及び所在地 仁明会訪問リハビリステ ーションやもと 東松島市矢本字大林二番二	事業者の名称又は氏名 医療法人社団仁明会	指定年月日 平成二十五年五月一日
------------	---	-------------------------	---------------------

四 介護予防通所介護

〇四七〇二〇二二九九一	事業所の名称及び所在地 スタジオぶらす 石巻市相野谷字今泉前二十番地三	事業者の名称又は氏名 一般社団法人りぶらす	指定年月日 平成二十五年五月一日
〇四七一五〇二二〇四	デイサービス陽だまり 大崎市松山金谷字金田八十番	株式会社 J I V E	平成二十五年五月一日
〇四七二八〇〇六九七	デイサービスなごみ 加美郡加美町一本杉二百二十四番地一	合同会社まごころ	平成二十五年五月一日
〇四七二六〇〇七七四	デイサービスセンター老ノ町 宮城郡利府町赤沼字大貝九十三番地一	社会福祉法人萩の里	平成二十五年五月十三日
〇四七〇七〇〇八七三	うさぎ座 名取市那智が丘三丁目一番地の一	有限会社ウイング	平成二十五年六月一日
〇四七三二〇一一七七	リハビリデイサービスばうむ 柴田郡柴田町下名生字剣塚四十二番地三	合同会社ハピリスヴァー ム	平成二十五年六月一日
〇四七一〇〇〇五二九	デイサービスたんぼぼ中央 岩沼市中央二丁目五番地の十一号	株式会社社志篤	平成二十五年六月十五日
〇四七二六〇〇七九〇	杜の風七ヶ浜 宮城郡七ヶ浜町東宮浜字小田十三番地三十	株式会社東宮の杜	平成二十五年六月十五日
〇四七二二〇二二五〇	アイサービスみんなの家 登米市東和町錦織字内ノ目十四	有限会社みんなの家	平成二十五年六月二十一日

五 介護予防短期入所生活介護

〇四七二八〇〇七〇五	事業所の名称及び所在地 特別養護老人ホーム芍薬の里色麻 加美郡色麻町四竈字東原一番地四	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人宮城福祉会	指定年月日 平成二十五年五月十七日
〇四七二八〇〇七一一三	特別養護老人ホーム芍薬の里色麻 加美郡色麻町四竈字東原一番地四	社会福祉法人宮城福祉会	平成二十五年五月十七日

〇四七二五〇二二二二	番地四 ショートステイくるみ 大崎市古川若葉町一丁目七 番二十三号	有限会社メーブル	平成二十五年 六月一日
------------	--	----------	----------------

六 介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	指定年月日
〇四七二一〇一六五五	ケアハウス アリヴィオ 栗原市金成末野台下三十六 一五	医療法人一秀会	平成二十五年 六月一日

〇宮城県告示第七百四十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十五年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七二二〇〇五四二	特定非営利活動法人ピース 柴田郡柴田町船岡東二丁目 十一番二十三号	特定非営利活動法人ピ ース	平成二十五年 五月三十一日
〇四七二七〇一〇一〇	アマカ仙台富谷介護センタ 黒川郡富谷町成田三丁目三 十二番十四号二階	株式会社HCM	平成二十五年 五月三十一日
〇四七〇三〇〇三二八	株式会社ベターライフ 塩竈市袖野田町二十四番二 号	株式会社ベターライフ	平成二十五年 六月三十日

二 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七〇三〇〇〇七〇	なのはな訪問入浴事業所 塩竈市芦畔町十二番十九号	有限会社東北建設工業	平成二十五年 六月三十日

三 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七二七〇〇二一一	社会福祉法人大和町社会福 祉協議会 黒川郡大和町吉岡字館下八 十八	社会福祉法人大和町社会 福祉協議会	平成二十五年 五月三十一日
〇四七〇三〇〇二七八	なのはな事業所 塩竈市芦畔町十二番十九号	有限会社東北建設工業	平成二十五年 六月三十日

〇宮城県告示第七百四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十五年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七二二〇〇五四二	特定非営利活動法人ピース 柴田郡柴田町船岡東二丁目 十一番二十三号	特定非営利活動法人ピ ース	平成二十五年 五月三十一日

〇宮城県告示第七百四十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨届出があった。

平成二十五年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
〇四七二二〇〇五四二	特定非営利活動法人ピース 柴田郡柴田町船岡東二丁目 十一番二十三号	特定非営利活動法人ピ ース	平成二十五年 五月三十一日
〇四七二七〇一〇一〇	アマカ仙台富谷介護センタ 黒川郡富谷町成田三丁目三 十二番十四号二階	株式会社HCM	平成二十五年 五月三十一日

二 介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号 〇四七〇三〇〇七〇	事業所の名称及び所在地 なのはな訪問入浴事業所 塩竈市芦畔町十二番十九号	事業者の名称又は氏名 有限会社東北建設工業	廃止年月日 平成二十五年 六月三十日
------------------------	--	--------------------------	--------------------------

三 介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号 〇四七二七〇〇一一	事業所の名称及び所在地 社会福祉法人大和町社会福祉協議会 黒川郡大和町吉岡字館下八十八	事業者の名称又は氏名 社会福祉法人大和町社会福祉協議会	廃止年月日 平成二十五年 五月三十一日
〇四七〇三〇〇二七八	なのはな事業所 塩竈市芦畔町十二番十九号	有限会社東北建設工業	平成二十五年 六月三十日

〇宮城県告示第七百四十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第四十八条第九項の規定により、石巻広域都市計画の変更に係る都市計画に定めるべき事項が記載された石巻市復興整備計画が公表され、次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。

なお、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画についての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画道路

2 名称 三・四・七号大街道石巻港線

三・四・十七号門脇稲井線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

1 追加する部分

石巻市羽黒町二丁目、泉町一丁目、中央二丁目、日和が丘二丁目、門脇町二丁目、同二丁目、

同三丁目の各一部

2 廃止する部分

石巻市羽黒町二丁目、泉町一丁目、中央一丁目、日和が丘二丁目、門脇町二丁目、同二丁目の

各一部

公 告

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成二十五年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び納入予定数量

(一) 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）

（単価契約） 千九百トン

(二) 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、八トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 四十五キロリットル

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期間 契約締結の日から平成二十六年三月三十一日まで

4 納入場所 宮城県大河原土木事務所管内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく

更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一 二一一一三三五）へ平成二十五年九月十七日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八九一―二四三 宮城県柴田郡大河原町字南一二九番地 一号
宮城県大河原土木事務所総務班（担当 大場 良平 電話〇二二四―五三一―三三三五）

2 入札書の作成

入札書は、一の1に掲げる購入物品のうち納入しようとするものごとに作成すること。

3 入札説明書の交付期限

平成二十五年九月九日（月）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十五年九月六日（金）午後二時まで1あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、平成二十五年九月二十日（金）午後五時までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 日時 平成二十五年十月四日（金）午後五時まで
(二) 場所 1に同じ。

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所 開札の日は平成二十五年十月九日（水）とし、開札の時刻及び場所は一の1に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

(一) 一の1の(一)の購入物品 午前十時〇〇分 宮城県大河原合同庁舎三階入札室
(二) 一の1の(二)の購入物品 午前十時二十分 宮城県大河原合同庁舎三階入札室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者
2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
2 入札保証金 財務規則（昭和三十三年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

二 入札書の提出場所等

千九八九一―二四三 宮城県柴田郡大河原町字南一二九番地 一号
宮城県大河原土木事務所総務班（担当 大場 良平 電話〇二二四―五三一―三三三五）

三 入札書の提出場所等

千九八九一―二四三 宮城県柴田郡大河原町字南一二九番地 一号
宮城県大河原土木事務所総務班（担当 大場 良平 電話〇二二四―五三一―三三三五）

- 3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一の1の(一)の購入物品にあつては一キログラム当たりの単価を、一の1の(二)の購入物品にあつては一リットル当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(三) 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- 7 契約書作成の要否 要

- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

- 9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Items to be Purchased : antifreeze (on a procurement contract Basis)
- 2 Period of Supply : From starting date of contract to March 31, 2014.
- 3 Place of Delivery : Within Ogawara public works office areas of jurisdiction.
- 4 Deadline for Bid : Friday, October 4, 2013, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact Person : Ryohei Oba, Procurement Section, Ogawara Public Works Office, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 129-1 Minami, Ogawara, shibata, Miyagi, 989-1243 Japan. Tel: 0224-53-3135
- 6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県警察WAN用端末装置賃貸借 一式

- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- 3 履行期間 平成二十六年一月一日から平成三十年十二月三十一日まで

- 4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城

- 県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支

店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者が入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二一一三三三五）へ平成二十五年九月十日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二二二一一七七一、内線二三三二）

2 入札説明書等の交付期限
平成二十五年八月三十日（金）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年九月十日（火）までに必

要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間ににおいて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十五年九月二十六日（木）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年九月二十七日（金）午前十時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免稅業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業

務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

- 9 詳細は入札説明書による。
- 六 概要

Summary

- 1 Place and Deadline for Submitting Bid : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, September 26, 2013, 5 : 00 pm.
- 2 Item/Service Required : Lease of computer terminal for the Miyagi Prefectural Police Wide Area Network System - 1 set
- 3 Date and Place of Bid Selection : 202 Conference Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters, September 26, 2013, 10 : 30 am.
- 4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年八月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 調達案件及び数量 緊急配備支援システム本部装置賃貸借 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 平成二十六年三月一日から平成三十一年二月二十八日まで
 - 4 履行場所 宮城県警察本部 本部庁舎
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であることを。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 本部装置は、過去五年以内に緊急配備支援システムを他の都道府県警察に納入し、保守業務を確実に履行している業者製のものとすること。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番

一号 電話〇二二―二二―一三三三五)へ平成二十五年九月十日(火)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二―二二―一七七一、内線二三三二)

2 入札説明書の交付期限

平成二十五年八月三十日(金)午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年九月十日(火)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間ににおいて、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十五年九月二十六日(木)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あてで必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年九月二十七日(金)午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎 二〇二会議室
入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び3の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and Deadline for Submitting Bid : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, September 26, 2013, 5 : 00 p.m.

2 Item/Service Required : Lease of equipment for Emergency Deployment Support System - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : 202 Conference Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters, September 27, 2013, 10 : 00 am.

4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural

Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171
Ext. 2232

選挙管理委員会

○宮選管告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十五年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	委員長	地	光	輝	届出年月日
自由民主党宮城県第五選挙区支部	会計責任者 矢倉 尚典	佐々木俊枝				平成二十五年七月三日

(二) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	委員長	地	光	輝	届出年月日
石巻若志士会	会計責任者 青柳 宏太	赤間 俊文				平成二十五年六月七日
伊藤よしあき後援会	会計責任者 渋谷 克彦	伊藤 俊夫				平成二十五年七月一日
MSS政策研究会	会計責任者 狩野 幸紀	大沼 俊郎				平成二十五年七月五日
奥山えみ子を応援する会	主たる事務所の所在地 仙台市若林区新寺一丁目四一三一	仙台市太白区長町六一一三一八				平成二十五年六月十七日
政治結社尊皇至誠會	主たる事務所の所在地 仙台市青葉区桜ヶ丘一丁目二七一一七	多賀城市浮島二二一八一四一				平成二十五年六月十九日
遠田の未来をつくる会	会計責任者の氏名 菊地 純一	千葉 純一				平成二十五年七月十九日
宮城県不動産政治連盟	主たる事務所の所在地 遠田郡涌谷町涌谷字追波南三	遠田郡美里町字藤ヶ崎町三五				平成二十五年七月十九日
わたなべ忠悦後援会	会計責任者の氏名 加藤 和将	牡渡 正剛				平成二十五年七月十六日
○宮選管告示第九十六号	主たる事務所の所在地 登米市南方町雷一六	登米市追町佐沼字大網八八一				平成二十五年六月十八日

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治

団体が解散した旨届出があった。
平成二十五年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
税理士による石山けいき後援会	佐藤 功一	平成二十五年六月三十日

○宮選管告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十四年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
平成二十五年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

（その他の政治団体）

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

税理士による石山けいき後援会	報告年月日	25. 2. 26 (25. 6. 30解散)
1 収入総額		117,530
前年繰越額		77,886
本年収入額		39,644
2 支出総額		46,235
3 本年収入の内訳		
個人の党費・会費	(12人)	12,000
寄附		27,636
政治団体分		27,636
その他の収入		8
一件十万円未満のもの		8
4 支出の内訳		
経常経費		875
事務所費		875

政治活動費 45,360
 組織活動費 45,360

5 寄附の内訳
 (政治団体分) 27,636
 年間五万円以下のもの

○宮選管告示第九十八号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十五年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 菊 地 光 輝

(その他の政治団体)

税理士による石山けいき後援会

報告年月日 25. 7. 1 (25. 6. 30解散)

1 収入総額	71,300
前年繰越額	71,295
本年収入額	5
2 支出総額	71,300
3 本年収入の内訳	
その他の収入	5
一件十万円未満のもの	5
4 支出の内訳	
経常経費	525
事務所費	525
政治活動費	70,775
組織活動費	21,783
寄附・交付金	48,992

○宮選管告示第九十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金

管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。
 平成二十五年八月二十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

資金管理団体の届出事項の異動した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
奥山恵美子	仙台市長	奥山えみ子を応援する会	主たる事務所の所在地	仙台市若林区新寺一丁目四一三一	仙台市太白区長町六一一三一八

正 誤

○宮城県公報第二四六八号（平成二十五年六月二十五日付け）中	
ページ 三	行 上
後るか	後るか
ら二二	ら二四
2 この告示による	1 この告示は
	この告示は
	この告示による